

遠距離入学者への補助に関する規定より抜粋

(住居費補助金支給の要件)

第3条 自宅からの通学時間が困難なため、本学の近隣にアパート等を借りている者が住居費補助金の支給を希望する場合は、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 公共の交通機関を3回以上乗り換える場合
- (2) 単一の公共の交通手段を用いても通学に要する時間が2時間以上になる場合。

(新幹線補助金支給の要件)

第4条 上越新幹線の上毛高原駅以北、長野新幹線の軽井沢駅以西、上越新幹線の熊谷駅以南から新幹線を利用し通学している者で、補助金の支給を希望する場合に、新幹線補助金を支給する。

(支給額及び支給の期間)

第6条 住居費補助金、新幹線補助金とも支給額は月額1万円とする。

- 2 住居費補助金の支給期間は6か月とし、6か月を超えて支給を希望する者は、再度申請する。